

帝京大学 大学院公衆衛生学研究科 専門職学位課程

自己点検・評価報告書

平成25年6月

本章

1 使命及び目的

[現状の説明]

目的の適切性

(評価の視点1-1) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的が明文化されているか。

帝京大学大学院公衆衛生学研究科は、平成23年度に帝京大学内に独立した組織として設置された研究科であり、専門職学位課程(専門職大学院)である。そのため、専門職大学院の制度趣旨に沿って、「患者や地域住民の健康回復・増進と社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成する」ことを目的として教育を行う。これは、帝京大学建学の精神に掲げる「努力をすべての基とし偏見を排し、幅広い知識を身につけ、国際的視野に立って判断ができ、実学を通して創造力及び人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」という教育モットーの一翼を担うものである。本研究科の目的は、上記のとおり明文化されており、本研究科の履修要項、パンフレット等の各種刊行物や、帝京大学のホームページ等で明示している。

(評価の視点1-2) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的が、専門職学位課程制度の目的と整合したものであるか。

本研究科においては、上記の目的を実現し、当該分野の高度専門職業人を輩出するため、養成しようとする人材像を以下のとおり定め、履修要項やホームページに明示している。

(1) 公衆衛生学高度専門職業人の育成：患者や地域住民の健康回復・増進と、社会全体の健全な医療体制の持続的な発展と医療の質の継続的な向上に寄与するために、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人(専門職学位課程)の育成

(2) 修了者の活躍の場：労働衛生コンサルタントなど産業医学の高度の専門家、コメディカル部門の管理者、臨床試験責任統括医師、臨床試験看護師、生物統計専門家など(記載明示的でない)

このように、目的等は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」(専門職大学院設置基準第2条第1項)という専門職大学院制度の目的に整合したものである。

目的の周知

(評価の視点1-3) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的は、教職員、学生等の学内構成員や周知が図られているか。また、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に公表されているか。

本研究科の目的について、教員に対しては、本研究科の履修要項の配付や、その改定にあたっての教員連絡会議での審議を通して周知を図っている。

学生に対しては、入試説明会のほか、入学時のオリエンテーションにおいて、本研究科の設置に至る経緯や現況についてパワーポイント等の資料を用いて説明するとともに、質疑応答を通して理解を深めている。

また、本研究科の目的は、本研究科のパンフレットおよび履修要項に掲載しているほか、ホームページに掲載し、社会一般に公表している。

特色ある取り組み

(評価の視点1-4) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に関して、特色として強調すべき点はあるか。また、固有の目的を実現するための中長期的のビジョンあるいは戦略があるか。

本研究科では、独立した公衆衛生の専門職大学院として、公衆衛生上の諸課題に対して指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができる高度専門職業人を養成することを目的とした。すなわち、本学の「国際的視点に立った判断」、「実学」という建学の精神から、本研究科も世界標準の公衆衛生学の領域規定に則り、公衆衛生の基礎となる必須領域を包括的に習得することが当該領域の高度の専門性であると考え、そうした専門職業人を養成することを最重要の教育目標としている。このような教育目標を実現するため、本研究科には疫学、生物統計学、行動科学・健康教育学、保健行政・医療管理学、環境衛生・産業保健学の5分野を設けており、保健行政・医療管理学には国際保健、地域医療の分野も含まれている。カリキュラムは、これら5分野の協力・分担で編成されており、それぞれに必修科目を配置し、選択科目と合わせて41科目を提供している。

このように、「国際的視点に立った判断」、「実学」という建学の精神を全面的に示すために、「公衆衛生学」の世界標準の領域規定に忠実に則り教員組織を構成し、カリキュラムにおいてもこの点を重視していることを本研究科の特色ある取り組みとして挙げることができる。

さらに、これらの領域を単に教育研究に必要な各分野の確立・充実ということだけでなく、専門職大学院としての実践的発展性を考え、それぞれ大学全体の戦略と結び付け、疫学生物統計領域ではTeikyo Academic Research Centerとのコラボレーションを推進し、医学部・薬学部・附属病院と共同で医師主導の臨床研究の活動を開始している。また国際保健の領域では Global Officeと連動し、帝京大学全体の海外戦略の中で、海外教育機関との学術的提携の中心的役割を

果たしつつある。今後は、保健行政医療管理分野では、病院経営や医療情報システムに関する研修制度を確立し、全ての領域で実社会のニーズに対応した実務と教育の連結環となろうというビジョンがある。また、米国公衆衛生大学院教育協議会の求める5つの基本領域のうちの3つ以上での博士課程も、申請手続きを行い、平成26年度から開設する予定で準備を進めている。

[点検・評価（長所と問題点）]

帝京大学の建学の精神にある「幅広い知識」、「国際的視野」、「実学」、「人間味豊かな専門性」はそのまま公衆衛生の専門性に当てはまる言葉であり、本大学院が本学に作られる必然性は高い。そのため、わが国で初めての独立の公衆衛生専門職大学院、米国公衆衛生教育協議会の認証基準の求める必須5領域を満たす設立計画など、本学の長所・特色自身が本学の使命および目的と一体となっている。問題点としてはまだ設立から日が浅いため、これらの特色が十分社会的にアピールできていないことである。加えて教員自身の実学・統合的な学問領域としての公衆衛生学についての認識とそういう認識に根ざした教育研究活動が十分出来ているとは言えない場面もあった。しかし今後の大学の世界展開は必須のことであり、その観点からは先行大学に比べてのハンディは小さく、むしろ国際標準にのっとったカリキュラムや組織編成は本学の強みとなっていくことと思われる。

[将来への取り組み・まとめ]

本研究科は、世界標準の公衆衛生学の必須領域を包括的に学ぶために設立され、それに沿って教育課程も編成されていることは教員や入学後の学生には周知されているが、社会的に広く周知されているとは言えない。そこで公衆衛生学領域自身の内容とその重要性を我々の教育研究実践活動の充実発展を通して広く社会に示すと共に、本研究科がわが国で唯一公衆衛生学の包括的な研究教育機関であることを広報・宣伝活動を強めるなどの組織的な取り組みを強める必要がある。まず教員自身が様々な形でのFD活動を通して、公衆衛生学の実務性と包括性の認識を普段に高める努力をするとともに、自己点検評価活動においてその実現を担保しなければならない。

2 教育の内容・方法・成果

2-(1) 教育課程等

[現状の説明]

教育課程の編成

(1) 授業科目の開設状況

(評価の視点2-1) 専門職学位制度の目的及び当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。

本研究科のカリキュラムは米国 CEPH (Council on Education for Public Health)の公衆衛生大学院の認証基準に定めるMPH(Master of Public Health)課程に準拠して、公衆衛生専門家に必要な科目を幅広く体系的に学ぶ事が出来るようになっており、本課程を修了すると専門職学位(公衆衛生学)が授与される。

(2) 学術分野の発展や社会の要請に対応した教育課程の編成

(評価の視点2-2) 公衆衛生系専門職に必要な能力を養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されているか。

米国公衆衛生大学院評価機構(CEPH)に準拠した主要5分野の構成に基づき授業科目が実施されている。本課程の修了要件は30単位で、そのうち必修科目の単位数は24単位である。内訳は、主要5分野の各科目の概論等(疫学概論2単位、疫学演習2単位、基礎生物統計学2単位、基礎生物統計学演習2単位、健康行動科学概論2単位、※保健医療政策概論2単位、※医療管理学概論2単位、医療安全管理学1単位、環境保健学1単位、産業保健学概論1単位)および共通科目2科目(医学基礎・臨床医学入門2単位、医療倫理学1単位)と課題研究6単位である。医療系の学部を卒業していない学生には、公衆衛生に必要な最低限の知識を身につけるために、医学基礎・臨床医学入門の講義(2単位)を受講することを求めている。

※保健医療政策概論、医療管理学概論は選択必修となっているためいずれかの1科目を履修

(評価の視点2-3(1)) 教育課程が公衆衛生系分野の研究動向を踏まえ、実務に必要な専門知識、思考力、分析力、表現力等を習得させると共に、高い倫理観・国際的視野を持つプロフェSSIONALの人材を養成する観点から適切に編成されているか?

(3) 教育課程の体系的な編成

(評価の視点2-3(2)) 公衆衛生系の共通の基盤となる、疫学、医療統計学、環境科学、保健医療管理学、社会及び行動科学(医療倫理学を含む)に関する内容を基本に、幅広い科目を適

切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。

（評価の視点2-3（3））基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目が開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。教育課程が、専門職大学院固有の目的に応じたカリキュラムになっている。課題研究の内容も、研究仮説検証型の学術研究だけでなく、業務の改善につながるような実務的研究を重視している。これらの必修科目以外に、より専門的学習を深めるために、選択科目が開講されており、実務能力の向上に役にたてるようにしている。

履修科目登録の上限

（評価の視点2-4）学生が年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。

1年コースには単位取得制限を設けていない。一方、2年コースの場合1年目の登録科目に22単位までと制限を設けている。

1年コースの場合、修了要件の30単位を大幅に超過して履修した学生もH23-24年度にいた。限られた科目に集中して学ぶ機会を設けるために、今後上限を設定することも検討を要する。一方、修業年限が2年の場合、初年度の履修科目の上限(22単位/年)を見直すことも検討している。

課程の修了等

（評価の視点2-5）授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む）等を考慮して、適切な単位が設定されているか。

修了要件に必要な単位数として学則上30単位としている、講義・演習・実習とそれぞれ、教室以外で十分な学習を行うように配慮している。アカデミックアドバイザーが個々の学生の学習に相談にのる体制を取っている。

（評価の視点2-6）課程の修了認定に必要な在学期間及び履修単位数が、法令上の規定や当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に即して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。

修了に必要な単位数等は法令に準拠している。

(評価の視点2-7) 課程の修了認定の基準及び方法が当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じて策定され、学生に周知・共有されているか。

課程の認定・修了については、年度末に、全専任教員を集めた会議において、課題研究の報告会も行っており、研究科教員全委員の合意のもとで、MPH課程の修了を認定している。課程の修了要件は、毎年発行される履修要項に記載されており、全教員・学生に配布されている。年度初めに、新入生、2年生に対してオリエンテーションを行っている。

(評価の視点2-8) 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿ってなされているか。また、その場合、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

本専門職学位課程においては、専門職大学院設置基準第16条に基づく在学期間の短縮は行っていない。

特色ある取組み

(評価の視点2-9) 教育課程の編成等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

ハーバード大学公衆衛生大学院等の海外大学と連携して、海外客員教授による集中講義を正規の科目として開講している。学外の希望者にも科目履修生として受け入れ、受講のチャンスを作っている。

(「評価の視点」2-1から2-9まで)

【点検・評価(長所と問題点)】

本専門職学位課程の長所は、①「疫学」、②「生物統計学」、③「行動科学・健康教育学」、④「保健行政・医療管理学」、⑤「産業環境保健学」という公衆衛生の基本5分野の科目の基礎と発展的内容を体系的に学ぶカリキュラムがあり、グローバルスタンダードに則していることである。

2-(2) 教育方法等

[現状の説明]

履修指導及び学習相談等

(評価の視点2-10) 学生の多様性(例えば、履修歴や実務経験の有無等。)に応じて、学生の学習に関する指導、相談が行われているか。

シラバスは冊子として毎年出版され学生に配布されている。

アカデミックアドバイザーが各学生に割り当てられており、個別に学習面等の相談にのっている。学生についての状況は毎月の学生会議にて報告し、教員間で共有している。

授業の方法等

(評価の視点2-11) 実践教育を充実させるため、現場における専門的な研究・調査・実習または双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

講義は少数の受講生と教員の間で行われ、教員・学生との間で議論を行えるようにしており、双方向の教育が行われている。

(評価の視点2-12) 多様なメディアを利用して遠隔授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。(評価の視点2-13) 通信教育によって授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。

遠隔教育や通信教育は実施していない。

2013年4月にハーバード大学公衆衛生大学院の Vice dean である David Hunter教授の講演「米国の遠隔教育システム(MOOC)」をFDの一環として実施したが、今後これらの取り組みを踏まえて検討する。

(評価の視点2-14) 授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、授業のクラスサイズが教育効果を十分に上げるために支障のないものとなっているか。

平成24年度は9人の学生が入学しており、少人数での講義となっており、きめの細かい教育が行われている。

授業計画、シラバス

(評価の視点2-15) 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。

シラバスは例年作成されており、各科目において学習到達目標や成績評価方法等が詳細に記載されている。学生全員に配布されている。

単位認定・成績評価

(評価の視点2-16、2-17) 当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じた成績評価、単位認定の基準及び方法が策定され、それらが学生に対して、シラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。明示された基準及び方法に基づき、成績評価及び単位認定が、公正・厳格に行われているか。

成績評価・単位認定について、各科目の科目責任者の教員が試験・レポート、授業への参加等総合的に評価を行っている。単位認定の評価方法については、履修要項(シラバス)に記載されており、講義中に担当教員から詳しく指示され、単位認定(A,B,C,D)は厳格に行われている。卒業式の総代を決定するときなどにGPA制度を利用している。

他の大学院における授業科目の履修等

(評価の視点2-18) 学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位や当該公衆衛生系専門職大学院入学前に習得した単位を、当該公衆衛生系専門職大学院で履修した単位として認定している場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該公衆衛生系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性が損なわれないように十分に留意した方法で行われているか。

本大学院学則第14条において「指導教授が教育上有益と認めたときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院等において、その授業科目を履修させることができる。」と明文化しており、他の大学院における授業の履修を認めているが、該当者はいなかった。

改善のための組織的な研修等

(評価の視点2-19) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等を実施しているか。

平成24年度は、ハーバード大学/ケンブリッジ大学からの客員講義の講義を本学の専任教員も受講し、講義の改善に役立っている。2012年10月よりAPACPH(アジア太平洋公衆衛生教育機関協議会)に帝京大学も総会に出席し、認証を受けた上で正式に加盟が認められた。今後、アジア太平洋

地域における公衆衛生の諸問題について共同で取り組むと共に公衆衛生専門家教育について意見交換を行い、教育の改善に努める予定である。

（評価の視点 2-20）学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等。）が実施されているか。また、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備され、適切に反映されているか。

講義終了時・最終試験前に授業評価を実施しており、講義の改善に努めている。

（評価の視点 2-21）学生の状況や各教員の教育内容及び指導方法について、教員間で情報が共有され、それが更なる改善に結びついているか。

毎月の学生会議でアカデミックアドバイザーが担当の学生について状況を報告し、教員間で情報の共有を通して学生の指導の継続的な改善をはかっている。

特色ある取組み

（評価の視点 2-22）教育方法に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。ハーバード大学公衆衛生大学院と連携して集中講義を実施している。また、科目履修生・聴講生の形で学外の人にも公開している。

（「評価の視点」 2-10 から 2-22 まで）

【点検・評価（長所と問題点）】

現在、授業評価の用紙は紙ベースであり、閲覧・集計機能を向上させる必要がある。

履修登録・成績履修システムが導入されていないために、指導する学生の単位取得状況がわかりづらいことがあるため改善が必要である。

2-(3) 成果等

[現状の説明]

学位の名称

(評価の視点2-23) 授与する学位は、公衆衛生系の実務分野の要請に応えうるような適切な水準のものであるとともに、教育内容に合致する適切な名称を有するものであるか。

本専攻の修了者には、「公衆衛生学修士(専門職)」(英語名: Master of Public Health (MPH))が授与される。本専攻では、国際的な通用性に留意して、専攻名を「公衆衛生学」としており、米国の公衆衛生教育協会(CEPH: Council on Education for Public Health)が定めている認定基準に準拠する形で教育カリキュラムを組んでいる。従って、本専門職大学院の内容は米国型の公衆衛生専門職大学院に相当するものであり、本専攻が授与する学位は公衆衛生系の実務分野の要請に応えるための教育内容に合致する適切な名称を有している。

学位授与の基準

(評価の視点2-24) 学位授与に関わる基準及び審査手続等が明文化され、それに基づいて学位授与が適切に行われているか。

学位授与の最終判定については、研究科委員会において審議され承認を得るという手続きにより、厳格かつ公正に行われている。

修了者の進路の把握

(評価の視点2-25) 修了者の進路について把握し、適切に公表されているか。

修了者の進路については、修了時に学生に対して医学系研究科大学院係がアカデミックアドバイザーによる調査を行っており、全員分を把握している。調査で得た情報は、個人情報に配慮し、入試説明会や本専攻のウェブサイトにおいて課程・業種ごとに概数を公表している。

平成24年度末までの集計では、1年コース修了者5名の進路先は、NPO職員1名、大学院博士課程進学1名、助産師1名、病院医師勤務2名であった。2年コース修了者3名の進路先は、ナース1名、大学院博士課程進学1名、企業保健師採用1名であった。

教育効果の測定

(評価の視点2-26) 修了後の進路の状況等の実績や成果を踏まえ、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に沿った教育効果を測る仕組みを整え、運用しているか。

修了者に対して、講義、課題研究、学内施設等のそれぞれについて良かった点と改善点等につい

てアンケート調査を実施している。本調査の結果は、研究科教員会議で提示し、必要に応じてカリキュラム等の改善ができる仕組みを講じている。

特色ある取組み

（評価の視点2-27）教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本専攻で学んだ教育成果を内外に情報発信するため、年度末に発表会を開催して学外実習や課題研究などの成果を各学生にプレゼンテーションしてもらっている（学生間交流発表会）。

修了者および在学生在が主体的に同窓会を組織しており、修了者や在学生の相互の交流、情報交換、継続学習を行っている。

（「評価の視点」2-23から2-27まで）

【点検・評価（長所と問題点）】

グループワーク等を用いてお互いの意見交換を重視、推進することにより、学生の積極性を引き出し得ている点が長所である（評価の視点2-26）。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数

(評価の視点3-1) 専任教員数に関して、法令上の基準を順守しているか。

本専攻では、その教育目的を達成するため、疫学、生物統計学、行動科学・健康教育学、保健行政・医療管理学、環境衛生・産業保健学の5分野を設けている。(表3-1-1 参照)。

各分野には、1名ないし2名の教授、准教授を配置し、必要に応じて講師あるいは助教1名を配置している。とりわけ、広い領域が含まれる保健行政・医療管理学には国際保健、地域医療の領域の教授も配置している。平成24年度の専任教員数は15名(教授8、准教授1、講師4、助教2)であり、設置基準で必要とされる専任教員数15名(うち半数以上は教授であること)を満たしている。

なお、平成24年度の専任教員15名のうち4名は専門職大学院設置基準附則第2項の規定により学内の他の学部の専任教員の数に算入することができる専任教員である。

(評価の視点3-2) 専任教員が、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。

平成25年度まで、「専門職」附則2が適用される。(3-1を参照)

(評価の視点3-3) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が原則として教授で構成されているか。

平成24年5月時点の専任教授は8名であり、設置基準で必要とされる専任教員数15名のうち半数以上は教授であることを満たしている。

専任教員としての能力

(評価の視点3-4) 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えている者であるか。

1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

専任教員の専門能力については以下のとおりである。

1) 疫学分野の教員

疫学の分野は高度の学問的蓄積のある分野であり、深い学識が必要とされる。博士学位を有し、十分な研究業績があつて教育経験も豊富な教員を4(内1名は他分野と兼担)名配置している。

そのうちの3名が米国公衆衛生大学院で疫学を履修し修士の学位を取得している。

2) 生物統計学分野の教員

当該分野については、高度な理論と確実な解析技術および当該分野が関わる社会的背景についての十分な知識を前提にしており、博士の学位を有し十分な研究業績があつてこれらの技術・技能を教授できる教授と講師を各1名配置している。そのうちの1名は国立研究機関で長年当該領域の教育、研修を担当してきており、他の1名は実務の分野での経験と海外研究機関での研究経験を合わせ持っている。

3) 行動科学・健康教育学分野の教員

当該分野は精神保健学、心理行動科学、健康教育・社会学についての学問的蓄積とその実務応用が豊富な分野であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。博士学位を有し、十分な研究業績があつて実務経験・教育経験も豊富な教授と講師を各1名配置している。

4) 保健行政・医療管理学分野の教員

当該分野はその実務応用が広範多彩な分野であり、理論と理論応用について深い学識が必要とされる。十分な研究業績があつて教育経験も豊富な4名の教授と講師1、助教1を配置している。このうち5名は博士の学位を有しているが、特に医療管理学と医療経済学を担当する教授は医学に加えて経済学の課程を修了し、また米国で経営学の修士(MBA)を取得していることに加え、長年大学病院の経営管理に関与してきた実務経験を有する。国際保健を担当する2名はともに世界各地での実務経験に加え、米国公衆衛生大学院で修士の学位を取得している。地域医療学を担当する教授は長期に及ぶ地域医療の実践経験と海外での研究経験を有する。みなし専任教授の1名は大病院の経営管理の経験に加えて地域での在宅終末期医療の豊富な経験を有し、政府審議会への参加等、社会的活動も広く行なってきた人材である。医療情報学・システム学を担当する講師は大学研究機関でのシステム管理の非常に長期の経験と豊富な教育経験を有する。

5) 環境衛生・産業保健分野の教員

当該分野は十分な研究業績があつて博士の学位を有し英国の産業保健研究機関での研究経験と米国公衆衛生大学院での産業保健専攻修士取得の教授(ただし疫学との兼担)と、産業医科大学で専門的な研修を受け製造業の工場で長年専属産業医として実務経験を有し、地域の産業医学の指導的役割を果たしてきたみなし専任教員が担当している。

以上教員中に海外の公衆衛生大学院あるいは経営大学院修了者は8名、ほかに在外研究あるいは留学の経験のある者が3名、女性教員4名が含まれている。

実務家教員の割合

(評価の視点3-5) 専任教員のうち「実務家教員」について、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員が、当該分野で必要とされる一定の割合で構成されているか。

本研究科の実務家教員は、専任教員15名中5名であり、平成15年文部科学省告示第53号第2条の「おおむね3割以上」（基準上：5名）を満たしている。また、6名の実務家教員は医療機関の管理運営、国際保健、地域医療、産業保健等の領域において5年以上の実務経験をもち、かつ、高度な実務能力を有している。

専任教員の分野構成、科目配置

（評価の視点3-6）当該公衆衛生系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が担当者又は科目の責任者として配置されているか。

専任教員の分野構成については、「専任教員として能力」の項で既述したとおりである。また、教育上主要と認められる授業科目（必修科目、選択必修科目）13科目については、すべて専任の教授が担当している。ただし「環境保健学」については、協力講座に属する教授が当研究科の非常勤講師に大きく依存している。

（評価の視点3-7）教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっているか。

教員の年齢構成は、平成24年5月1日現在、60歳代2名、50歳代6名、40歳代6名、30歳代1名となっており、特定の年齢層に偏ることなく配置されている

教員の募集・任用

（評価の視点3-8）教員の募集・任用の手続きについて、規程が定められ、適切に運用されているか。

教員の募集、採用、昇任についての基準等は、帝京大学人事規則および同大学院公衆衛生学研究科内規に定められている。これらの内規にしたがって、職種と分野により、候補者の教育歴や研究業績、実務経験歴等の審査により、選考を行っている。

教員の教育・研究条件

（評価の視点3-9）当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、教育活動及び研究活動に配慮した授業担当時間、研究費、研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）、任期制、テニュア制度等の導入等。）により、教員の教育活動及び研究活動に必要な機会が保証されているか。

各教員に対する研究費（大学運営費の配分）は毎年度研究科の予算委員会で審議決定され、適切に配分されている。加えて研究科全体の予算枠を現在申請中である。また大学板橋キャンパスの第3期工事の中で、専用教育スペースの整備拡充を計画している。

一方、教員評価における組織的な取組みは具体化されていないため、本研究科会議等において、今後有効な取組みについて検討する予定である。

特色ある取組み

（評価の視点3-10）教員組織に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。本研究科の教育の目的と理念に基づき、実務家教員を積極的に活用するため、上記の教員中に5名の実務家教員を配置している。具体的には、国際保健、医療管理学、地域医療学、終末期医療学、及び産業保健学の分野であり、当該分野において長年の実務経験ある者を配置している。

「教育課程の編成」の項で既述したように、本研究科では世界標準の公衆衛生学の必須分野に十分な教員が配置されているが、内外の公衆衛生大学院から当該分野の教員を委嘱し、広範な分野の教育を担当している。具体的にはハーバード大学公衆衛生大学院から5名の教授、東大公衆衛生大学院から3名の教授と1名の准教授、その他公衆衛生学領域の5大学の教授、2研究機関の研究員等広範な公衆衛生の諸分野の専門家が直接最新の研究成果を教育に加えると共に、産業現場・地域医療の専門家等々が加わり現在の公衆衛生の諸課題に現実に取り組む状況を学と共に、現場において学習研修が可能な体制になっている。さらに、本研究科の専任教員数は平成22年5月1日現在で15（教授8、准教授1、講師4、助教2）であり、設置基準で必要とされる専任教員数を満たしている。

成年度（2012年度）における学生収容定員30名に対して、1:2.0という高い教員比率を達成し、演習、実習、課題研究指導等において十分な指導が行える体制となっている。

【点検・評価（長所と問題点）】

本研究科の教員構成は、本研究科の教育目的に応じた編成になっており、また、専任教員数に関わる法令や専門職大学院設置基準第5条を満たしている。専任教員のうち、5名の実務家教員については5年以上の実務経験をもち、かつ、高度な実務能力を有している。また、専任教員の年齢構成は、特定の年齢層に偏ることなく配置されており、大学院設置基準第8条5項を満たしている。

さらに、本研究科の専任教員数は、設置基準で必要とされる専任教員数を満たしており、在籍学生30名に対して、1:2.0という高い教員比率を達成し、演習、実習、課題研究指導等に

において十分な指導が行える体制となっている点が特筆される。加えてハーバード大学をはじめ外部から優れた教員を招請しての受講の機会を作っており、実習、課題研究あるいは将来の進路決定の上でも直接に寄与するものとなっている。

他方、環境衛生学・産業保健学の分野責任者が疫学の分野責任者を兼任していること、必修科目である「環境保健学」を主に担当する教員の移籍が遅れており、非常勤講師の身分のままに担当している点は、今後の検討課題である。

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

学生の受け入れ方針等

(評価の視点4-1) 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に即した学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)、選抜方法及び手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。

学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)、出願要件、選抜方法及び手続については、「帝京大学大学院公衆衛生学研究科(専門職大学院)学生募集要項」に明記し、これらを入学志願者に対して事前に公表している。平成24年度版は、前年度の内容をより分かりやすく改訂している。学生募集要項の電子版をホームページに掲載し、入学志願者をはじめ広く社会に公表している。また、毎年、志願者向け説明会を2-3回開催するとともに関連学会や民間主催のキャリアフェアに大学院紹介ブースを出展し、個別の進学相談等に応じたりしている。また、志願者向け説明会に参加できなかった方に対しては、担当教員による個別説明の受付を行っている。

(評価の視点4-2) 入学者選抜は、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づいて行われ、実際の入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。

学長、副学長と本研究科の専任教員で構成される判定会議において厳正かつ公正に実施され、学長の承認を経て決定されている。平成24年度の過去の入試問題については公表している。平成25年度からは過去問の公開は廃止とする計画である。

定員管理

(評価の視点4-3) 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍者数が適正に管理されているか。

入学定員は20名である。2年コース(入学定員10名)及び1年コース(入学定員10名)を置いており収容定員は30名となる。現状(平成24年度の学生数)1年生9名、2年生3名、計12名である。

入学者数は、開設2年目のため定員未達であるが、次年度以降は在校生全員で20名を越える可能性が見込まれるため、その場合、収容定員充足率は70%以上となり概ね適正な水準に近づいてくると想定される。

入学者選抜方法の検証

（評価の視点4－4）学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）・選抜基準・選抜方法等について、継続的に検証する取組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てるシステムがあるか。

入学者選抜の方針等については、本研究科の専任教授で構成される研究科委員会で毎年協議されるとともに、専任教授の中から選任される入試担当委員長（任期1年）を中心として、入試科目の構成や入試問題の内容について準備をする。

特色ある取組み

（評価の視点4－5）入学者選抜に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。基礎的学力に加えて、公衆衛生分野の高度専門職業人として活躍できる職能を涵養するにふさわしい資質を有するかどうかの適性判断を行うため、面接による口述試験が最も重視される。

標準修業年限1年コースの入学者選抜においては、志願者の実務経験に基づく公衆衛生上の事例および解決策に関する小論文の記述試験を求めている。その上で、口述試験において、入学志願者の実務能力や問題解決能力を評価している。

筆記試験科目「外国語（英語）」については、TOEFLの成績を利用した代替審査を実施している。また、1年コース受験者で、事前申請により試験結果や実務経験の内容によって、入学許可を2年コースに変更できるシステムを準備している。

次年度以降の具体的な検討課題としては、「入試実施時期」「試験科目の見直し」等が挙げられる。尚、平成24年度は、志願者の入試機会を増やすために、入試を秋と冬に計2回実施した。

【点検・評価（長所と問題点）】

標準修業年限1年コースの入学者選抜においては、必要とされる実務経験について募集要項に具体的に明記し、志願者の実務経験に応じた選抜方法を工夫している点が評価できる。

学生は国内だけでなく国外からも集める必要があると考える。

5 学生生活

[現状の説明]

学生生活支援・指導体制

(評価の視点5-1) 学生生活に関する支援・指導を行う体制が確立しており、各種の学生支援等が適切に行われているか。

学生生活全般については、入学時に公衆衛生学研究科としてガイダンスおよびオリエンテーションを行っている。個別の学生の相談に対しては、学生1人につき1名のアカデミックアドバイザーが担当する仕組みを講じており、学生生活支援および指導等に当たっている。なお、各教員のメールアドレス等については、学生には全専任教員のメールアドレスのリストを配布し周知している。さらに研究科長が全ての学生と少なくとも1回以上面接を行い、コミュニケーションを図っている。

各種ハラスメントへの対応

(評価の視点5-2) 各種ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それらについて学生への周知がなされているか。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、研究科長およびハラスメント委員で学生との面接も行き、相談に応じる体制を作った。さらに研究科でのハラスメント委員規定を策定した。

学生への経済的支援

(評価の視点5-3) 学生が在学期間中に公衆衛生系専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、奨学金その他学生への経済的支援について適切な相談・支援体制が整備されているか。

学生の経済的支援のための制度としては、まず、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)による奨学金制度が挙げられる。また、帝京大学全体に共通する制度として、大学全体として、授業料免除制度や各種奨励事業制度を設け、学生に対する経済的支援を行っている。

これらの経済的支援については、事務部にて掲示板やウェブサイトを利用した情報発信を行うとともに、窓口にて相談・支援を行っている。

進路等についての相談体制

(評価の視点5-4) 学生の課程修了後を見越したキャリア形成の支援に関して、進路選択のために必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

2年コースでは課題研究が必修科目であり、特定の指導教員のもとで、具体的な研究課題に取り

組む。したがって、2年コースの学生は指導教員から、修了後の進路に合わせた学習指導を受ける態勢になっている。各指導教員は当該学生の適性に合わせた指導に留意している。さらにアカデミックアドバイザーおよび就職担当教員や専攻長等が進路の相談を受ける態勢をとっている。

1年コースの学生については、元の職場に戻る者がいる一方、本専攻修了後のキャリアアップを目指す者も少なくない。こうした学生に対しては、本人の希望に応じて、アカデミックアドバイザーおよび指導教員、就職担当教員や専攻長等が進路の相談を受ける態勢をとっている。

また、研究科主催で、行政や民間から外部講師を招いてキャリアセミナー（年1－2回）開催している。

障がいのある者、留学生及び社会人学生等への支援

（評価の視点5－5）障がいのある者、留学生及び社会人学生を受け入れるための適切な支援体制が整備され、学習支援・生活支援等が適切に行われているか。

新大学本館はバリアフリーとなっている。なお、支援が必要な者は現在在籍していない。

また、社会人対応として、時間割改訂や課題研究指導時間の柔軟な対応を図った。

特色ある取組み

（評価の視点5－6）学生生活への支援・指導に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

ハーバード等の海外からの教授による特別講義（選択科目）、特別講演（随時）、その他レセプション等の交流イベントを実施し、内外の学生交流が図れるよう支援をしている。

【点検・評価（長所と問題点）】

本専門職大学院の学生に対する、修了後の進路に関する本専攻全体としての体系的な取組の充実を図る。具体的内容としては就職担当教員を中心に今後の検討していく事項である。

【将来への取組み・まとめ】

今後の課題として、大学全体として学生の生活相談を行う機関としての学生相談所を設置し、学業意欲・対人関係・進路その他様々な問題について、一人一人の克服への道を専門カウンセラーと共に模索していくことを可能とすべく、その機関の設置を考えることも肝要であろう。

また、留学生受け入れを視野に入れた支援組織も検討課題として挙げられる。

進路支援としては、修了者の就職先の卒業生や人事担当者による説明会の実施も計画中である。

6 教育研究環境

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備

(評価の視点6-1) 講義室、演習室及びその他の施設・設備が、当該公衆衛生系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。

本専攻においては、講義は原則として大学棟1階の教室を専有して使用した。これは「公衆衛生学研究科(専門職大学院)に関する基本計画」に記載した方針通りの、教育形態に即した配置に配慮したものである。当該講義室には液晶プロジェクターおよび無線LANを設置し、コンピュータやスライドを用いた本専攻の教育形態に対応できるよう整備している。

学生用スペース

(評価の視点6-2) 学生の自主的学習のための環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等。)及び学生相互の交流のための環境(例えば、学生ラウンジ等。)が整備されているか。学生用スペースについては、大学棟6階にある講義室を、公衆衛生学大学院研究室として使用した。基本的には、この部屋を研究・自習用の部屋とした。専用の部屋として深夜24時まで使用を認め、この自習室以外にも図書館の自習室が24時間利用可能であった。この様に自習・研究する時間・スペース等の環境は充分確保されていると考えられた。

研究室等の整備

(評価の視点6-3) 専任教員の研究室の整備等、十分な教育研究環境が整備されているか。教員の研究室については、平成24年度は教員研究室として、教授の研究室(教員一人につき約23㎡)やみなし教員や准教授・講師などの共同研究室を大学棟6階に確保した。室内の備品として、同教員が使用する机、椅子、両開き書庫、ロッカーを用意した。

情報関連設備および図書設備

(評価の視点6-4) 教員の教育活動及び研究活動並びに学生の学習のために必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料等の資料及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。図書・学術雑誌、視聴覚資料等については、板橋キャンパス内には医学部の創設(1971年)とともに設置された帝京大学医学図書館があり、20万冊の医療関係図書と3,800種の学術専門雑誌を所蔵している。また特に「公衆衛生」という学問領域を考えた場合には医学のみならず法律・経済・社会学などの分野にも深く関わる可能性があるが、その場合にも総合大学である帝京大学の利点を生かし、人文社会学系学部を有する他キャンパス図書館によるバックアップサ

ービスを提供できる。また、図書館は国立情報学研究所（NII）のネットワークに参加しており、NPO 法人日本医学図書館協会（JMLA）の加盟館として医学・医療分野の研究機関と緊密な協力関係にあるため、帝京大学以外の機関との相互協力による文献入手のルートも確立している。

さらに設置計画として500万円の予算を確保し、ハーバード公衆衛生大学院の教科書リストにあげられている洋書のほか、カリキュラムに沿って「疫学・生物統計学」、「行動科学・健康教育学」、「保健行政・医療管理学」、「環境衛生・産業保健」の4つの分野を中心に関連図書・雑誌の補完に充てた。

人的支援体制の整備

（評価の視点6－5）当該公衆衛生系専門職大学院固有の目的に沿った優れた人材を育成するために、教育活動及び研究活動に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。

各授業科目は、医学部衛生学公衆衛生学講座の専任教員や非常勤講師の協力を得て開講している。また本専攻の学生及び教員に対して必要な事務支援は、板橋キャンパス事務部を通じて行われている。

特色ある取組み

（評価の視点6－6）教育研究環境の整備に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

教育・研究の情報交換のため、学生全員に1台ずつパソコンを確保している。平成24年度は試行的にモビリティの観点から、iPadを配布し学習環境を改善した。

（「評価の視点」6－1から6－6まで）

[点検・評価（長所と問題点）]

大学院教育に必要なセミナー室・ゼミ室を確保し、これらの部屋は無線LANによるインターネットへの接続や学内LANによる電子ジャーナルへのアクセスが可能な情報環境が整っている。設備面では大学院生室や医学総合図書館が整備されており、大学院生室では自主的な勉強会が開催されるなど、有効に活用されている。

7 管理運営

[現状の説明]

事務組織の設置

(評価の視点7-1) 当該公衆衛生系専門職大学院を管理運営し、その固有の目的を達成するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。

事務組織は、学部組織の事務組織である医学部・医療技術学事務部が主管となり、学内他事務組織との連携体制がとられている。

事務部組織内にある学務課では教務・学生関係の業務を取り扱い、庶務課では教員関係の事務や予算管理等を行う。また、図書館業務に関しては医学図書館で対応する。なお、大学全般的な業務については、本部の各部署と連携して行う。例えばPR活動に関しては本部入試室やPR推進室が中心になって行い、学納金の管理については本部会計課で行う。また、入学式・卒業式など式典業務等は全体業務として本部総務課が中心になって執り行う。

その他の研究科運営に関わる業務については、学務課と公衆衛生学研究科内の事務スタッフ行っている。具体的には以下のような業務である。

委員会の開催準備、議事録作成、履修要項・シラバスの作成、入学者オリエンテーションの準備、履修管理、成績管理、授業アンケートの実施、講義室・学生控室の管理、募集要項の作成、志願者向け説明会の準備、入試の準備、ハーバード特別講義の準備、PR活動、等である。

学生数の増加に伴い、事務部2名、研究科内スタッフ2名で実施しており、在校生への教務事務や志願者等の問い合わせ対応の迅速さが図られた。

学内体制・規定の整備

(評価の視点7-2) 当該公衆衛生系専門職大学院の教学事項に関する意思決定及び管理運営を行うための組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われているか。

帝京大学大学院公衆衛生学研究科委員会規程に基づき公衆衛生学研究科の管理運営の基本的事項を審議する大学院公衆衛生学研究科委員会を設置している。委員会は専任教授で構成されており、月1回の頻度で開催している。委員会の開催、議決、審議事項等については規程で定められ、適切に運用されている。

入学試験の可否の判定（実務経験の要件認定も含む）や修了認定、本専門職大学院の教育課程改編、自己点検・評価、その他予算等の重要事項や管理・運営の基本的事項などの必要事項を審議し、学長の決裁をもって決定する。

研究科委員会で決定した事項や各種報告の場として、研究科教員会議を月に1回開催している。専任教員全員に加えて、必要に応じて兼担の教員にも参加し、研究科内の状況の周知徹底の場と

している。またアカデミックアドバイザーからも担当学生全員の学習状況や生活にかかわる状況等を報告してもらい、教員全員による学生指導に役立たせている。

関係組織等との連携

（評価の視点7-3）行政機関、非政府組織、非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されているか。また、当該公衆衛生系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、そうした組織との連携・役割分担は適切に行われているか。さらに、他の公衆衛生系専門職大学院との連携は適切に行われているか。

関連組織等との連携は各専門分野に応じて各教員に委ねられているのが現状である。研究科内に体制を組んで効率的かつ効果的に外部との連携を進め事務部を含めて全教員で協議・共有するような仕組みが必要である。

特色ある取組み

（評価の視点7-4）管理運営に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。米国ハーバード大SPHとの交流を推進するなど、海外展開への長期的展望のもとに教育・研究を推進する体制を整えつつある。

【点検・評価（長所と問題点）】

教務課の専任職員が教務・学生関係の業務を取り扱うとともに、事務長と共に教員会議等に出席するなど、必要な事務的支援を遂行しており、事務組織として適切な機能を備えていることから、大学院設置基準第35条を満たしている。

8 点検・評価及び情報公開

[現状の説明]

自己点検・評価

(評価の視点8-1) 自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を組織的、継続的な取り組みとして実施しているか。(「学教法」第109条)

平成24年度学期終了後の翌年度に自己点検・評価委員会を設置した。メンバーは研究科長、専任教授4名の計5名であり、事務局スタッフ1名が開催準備等に当たっている。委員会を招集して平成24年度の自己・点検につき報告・協議がなされている。

また、日常の様々な課題については、毎月1回教員会議を開催しており、学期中に適宜問題点を討議しており、これらを年度終了後に自己点検・評価委員会で総括するようにしている。

(評価の視点8-2) 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか。(「学教法」第109条)

自己点検・評価の結果については報告書の形式にまとめ次第、研究科専用HPに公開の予定。

改善・向上のための仕組みの整備

(評価の視点8-3) 人材輩出先となる領域の関係者や修了生等から、意見や専門領域に関する社会のニーズ等を聴取し、適切に自己点検・評価に反映する仕組みが整備されているか。

第1期修了生を輩出したばかりであり具体的な活動はまだ実施していないが、修了生とのコンタクトは定期的に行っている(一部の修了生は研究員として研究科とかかわりを持ち続けている)。今後は就業先へのヒアリング調査等の具体的な活動が必要と考えている。

自己点検・評価結果の基づく改善・向上

(評価の視点8-4) 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、当該公衆衛生系専門職大学院の教育活動及び研究活動の改善・向上に有効に結び付けられているか。

本大学院では、上記で挙げた自己点検・評価委員会による全般的な自己評価・点検のみならず、研究科委員会等において教育方法等に関する点検・評価を不断に実施している。とりわけ、平成25年度からは学期制を変更して1年を4ターム(1ターム8週間)に分け、その中でほぼすべての講義が完結するようにした。また、金曜日を課題研究日として授業を行わず、勤労しながら通学する大学院生にも配慮した。これらは、在学生・修了生による授業評価も参考意見として取り入れた結果である。

情報公開

（評価の視点8－5）当該公衆衛生系専門職大学院の教育活動及び組織運営並びにその他の活動の状況について、学生、志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。

本大学院の教育活動、教員組織、受験状況等については、帝京大学のホームページ内に本大学院の専用ページを設けて公開している。特に教育研究活動や入試に関する情報は、年次報告書や公衆衛生学系研究科のパンフレットに掲載し、公開している。また、志願者説明会や学会でのブース設置や民間主催のセミナーを通じて広く公知している。

また、帝京大学では、教育の質の向上及び国際化の推進を促進する観点から、教育情報の積極的な公表に向け、基本方針を策定するとともに、教員の研究テーマや業績等に関する情報検索機能や教育活動に係る各種情報等の一覧性を高めるように整理したインデックスをウェブサイトにて設け、教育情報の積極的な公開に努めている。

さらに、正規課程の一部であるハーバード特別講義については学外受講生にもオープンにしており（科目等履修、聴講）、本研究科の特色を外部の学生が体感できる機会を設けている。

特色ある取組み

（評価の視点8－6）点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取り組み、情報公開に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

専門職大学院として1つの独立した研究科として存在するため公衆衛生大学院としての教員間の意思疎通や意思決定を速やかに行うことができ、学生のニーズに合わせたきめ細かな指導を行うことができる。

【点検・評価（長所と問題点）】

修了時に授業内容等についてアンケート調査を行い、それらの結果を考慮して、運営の改善に努めている。今後も国内、そして海外のパブリックヘルス領域の大学院の動向を把握し、交流を深めながら本大学院の価値を高めることを図る取り組みを行っていく。

本研究科の概要や専任教員の教育研究活動については、パンフレットやウェブサイト等を通じて情報を公開している。本研究科オリジナルのサイトについては、情報量が少ないため、改訂作業を検討。

米国のCEPHの認可基準に準拠したカリキュラムを提供することで、世界的にスタンダードな教育を行っている他大学との比較評価を容易にしている。